

## マイナンバーカードの普及拡大に向けた取組について

消防庁消防・救急課

### 1 政府の動き

地方公共団体の行政手続のデジタル化が喫緊の課題となっており、オンラインで確実な本人確認を行うことができるマイナンバーカードは、デジタル化の基盤となるものです。感染症の拡大や災害の発生時において、給付金の給付などの行政手続を非対面かつ迅速に行うためにも、マイナンバーカードの普及拡大の重要性が一層増しています。

菅内閣総理大臣は就任後初めてとなる第203回国会の所信表明演説において、マイナンバーカードの普及について「今後2年半のうちにほぼ全国民に行き渡ることを目指し、来年(2021年)3月から保険証とマイナンバーカードの一体化を始め、運転免許証のデジタル化も進めます」と述べました。今後、政府全体として、マイナポイント事業や健康保険証利用の開始に向けた集中的な周知広報を行うなど、マイナンバーカードの普及拡大に向けた取組を進めていくこととしています。

### 2 総務大臣書簡及び総務省自治行政局長通知

これを踏まえ、総務省では、マイナンバーカード普及拡大に向け、大臣書簡とともに、令和2年10月27日付け総務省自治行政局長通知「地方公務員等のマイナンバーカードの取得の推進について(依頼)」(以下「総務省通知」という。)を各都道府県知事及び各政令指定都市市長宛に発出しました。

総務省通知の具体的な内容として、①地方公務員共済組合の組合員及び被扶養者(以下「組合員等」という。)に対しマイナンバーカードの健康保険証利用が開始される令和3年3月を控え、そのメリットを改めて周知すること、②令和2年12月からカード未取得者へのQRコード付きの交付申請書の個別送付を実施する予定であることをふまえ、その活用を組合員等に働きかけること、③マイナンバーカードの健康保険証利用のためには申込みが必要であることを組合員等に改めて周知すること、④各地方公共団体のマイナンバーカードの申請・取得状況の把握にご協力いただくことなどを各地方公共団体に依頼しています。

#### よくある質問にお答えします

**いつから健康保険証として使えるようになるの?**

健康保険証としての利用は、2021年3月から順次始まる予定です。利用するための申込は、マイナポータルでできます。

**どの病院や薬局で使えるの?**

2021年3月から、医療機関・薬局などで、マイナンバーカードの健康保険証利用が順次可能となる予定です。利用できる医療機関・薬局については、今後厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。

**マイナンバーを見られるのが不安です**

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って、手続することはできない仕組みになっています。

**マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの?**

健康保険証として使えるようになっても、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落としたり失くしたりした場合は、フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。

#### マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます!

- スマートフォン**
  - ① スマホで顔写真を撮影。
  - ② スマホで交付申請書のQRコードを読み取る。
  - ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
  - ④ 申請用WEBサイトのURLが送ったら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。 交付申請書
- パソコン**
  - ① カメラで顔写真を撮影。
  - ② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
  - ③ 申請用WEBサイトのURLが送ったら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。 申請用Webサイトへ入力
- 証明用写真機**
  - ① タブレットから「個人番号カード申請」を選択。
  - ② 申請用Webサイトにメールアドレスを登録。
  - ③ 顔部の案内にしたがって、必要事項を入力。
  - ④ 顔写真の撮影が完了したら、顔写真を登録して送信し、申請完了。
- 郵送**
  - ① 交付申請書に必要事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼付けて郵送し、申請完了。

交付申請書をお持ちでない方は、**マイナンバーカード郵送**、**郵送**で申請ができます! プリントアウトしてご利用ください。

※ 郵送での交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。

※ 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。

#### マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

※一部のIP電話等では上記ダイヤルに繋がらない場合があります。

マイナンバーカードセンター ☎ 050-381-1250

マイナポータル ☎ 050-381-69405

※ 受付時間: 平日 9時～17時

マイナポータル ☎ 0120-0178-26

マイナポータル ☎ 0120-0178-27

2021年3月(予定)から

## マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!



マイナンバー-PRキャラクター  
マイナポータル

公共の個人認証サービスに活用キャラクター  
マイナポータル

内閣府 総務省 厚生労働省

### 3 消防庁消防・救急課長通知

消防庁としても、各消防本部の状況を把握し、消防本部におけるマイナンバーカードの普及拡大を図るため、令和2年10月27日付け消防庁消防・救急課長通知「消防職員のマイナンバーカードの取得の推進について（依頼）」（以下「消防庁通知」という。）を各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長宛に発出しました。

消防庁通知の具体的な内容として、①総務大臣書簡及び総務省通知の内容を周知し、改めて消防本部における組合員等のマイナンバーカード取得促進の働きかけにご協力いただくこと、②各消防本部の状況を把握するため、令和元年12月4日付け総務省自治行政局公務員部福利課長通知「マイナンバーカードの申請・取得状況の把握について（照会）」にて調査を依頼したマイナンバーカードの申請・取得状況の把握（2019年12月末時点及び2020年3月末時点）のうち、各消防本部取りまとめ分について、情報提供いただくこと、③各消防本部において、消防長をはじめとした幹部職員も含め②の調査結果を十分確認の上、マイナンバーカードの取得推進への更なるご協力をいただくことを依頼しています。

### 4 おわりに

マイナンバーカードは、地方公共団体の行政手続のオンライン化を促し、デジタル化の基盤となるものです。他方、組合員等の側のメリットとして、総務省通知にも詳細の記載がありますが、マイナンバーカードの健康保険証利用により、組合員等は①健康管理や医療の質の向上（マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報を見ることができるようになることなど）②転職・結婚等のライフイベント後、保険証発行前でも受診可能③顔認証により受付が自動化④窓口での限度額を超える医療費の一時支払いが不要⑤確定申告書への医療費情報の自動入力（医療費控除が簡単に、領収書なしで医療費情報が管理可能に）といった利便性を享受することができます。

こうしたマイナンバーカードの利便性等を十分にご理解いただき、マイナンバーカードがより普及するよう、消防庁としても引き続き取り組んでまいります。

### 2021年3月(予定)からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!



どうやって使うの? 「ピッと」かざすだけ! とっても簡単!

〇〇病院 総合受付

- マイナンバーカードをカードリーダーにかざす**  
カードの顔写真を機器で確認します。  
※顔写真は機器に保存されません。
- オンラインであなたの医療保険資格を確認!**  
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

**利用申込はカンタン!**

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、登録が必要です。登録の申込は、マイナポータルでできます。

※14文字でや介護もはじめてする行政手続の標準やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

**マイナンバー(12桁の数字)は使いません!**

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うための、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。

医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、党費や選挙権などの個人情報は記録されません。

### どんないいことが? 6つのメリット

- 健康保険証としてずっと使える!**  
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。
- 医療保険の資格確認がスピーディ!**  
カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。
- 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要!**  
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。
- 健康管理や医療の質が向上!**  
マイナポータルで、2021年3月(予定)から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。
- 医療保険の事務コストの削減!**  
医療保険の請求取りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。
- 医療費控除もカードで便利!**  
マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。

問い合わせ先  
消防庁消防・救急課  
TEL: 03-5253-7522